

申告書送付の廃止に関するお知らせ

福島県におきましては、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税について電子申告（e L T A X）を御利用いただいております法人様に対しましては、資源の有効活用等の観点から、平成23年5月以降申告分の申告書について送付を廃止する予定であります。

なお、納付書につきましては、引き続き送付いたしますので、御理解、御協力のほどよろしく申し上げます。

また、プレ申告データ（申告を行う際の基になる情報があらかじめ設定されたデータ）をe L T A Xのメッセージボックスに送信いたしますので、申告書作成に御活用ください。

おって、御不明な点がございましたら、申告書提出先の各地方振興局にお問い合わせ願います。

（お問い合わせ先）

県北地方振興局県税部課税第一課	0 2 4 - 5 2 1 - 7 6 3 6
県中地方振興局県税部課税第一課	0 2 4 - 9 3 5 - 1 2 5 1
県南地方振興局県税部課税課	0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 1 7
会津地方振興局県税部課税第一課	0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 5 1
南会津地方振興局県税部納税課税課	0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 4
相双地方振興局県税部課税課	0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 2 6
いわき地方振興局県税部課税第一課	0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 3 2

福 島 県